

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

秋田県は、特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いが、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることをここに宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

秋田県知事

公表日

令和7年3月24日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	特別児童扶養手当の支給に関する事務
②事務の概要	特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき、精神又は身体に障害を有する児童の父母等に対して特別児童扶養手当を支給する事務(手当の認定、支給、資格変更等) 【特定個人情報ファイルを使用して実施する事務】 ①特別児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 ②未支払の手当の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 ③特別児童扶養手当等の支給に関する法律第16条において読み替えて準用する児童扶養手当法第8条に関する事務第1項の手当の額の改定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答 ④届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務(特別児童扶養手当の手当に係るものに限る。) ⑤特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則第3条の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務
③システムの名称	特別児童扶養手当システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
特別児童扶養手当受給者情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表 66
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 【情報照会】 主務省令第2条 項番91 【情報提供】 主務省令第2条 項番13、16、19、20、29、42、80、81、119、125、141、155、161

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	秋田県健康福祉部地域・家庭福祉課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	秋田県総務部広報広聴課 秋田県秋田市山王4丁目1-1 018-860-4091
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	秋田県健康福祉部地域・家庭福祉課 秋田県秋田市山王4丁目1-1 018-860-1344
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
基礎項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [☐]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [☐]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [☐]接続しない(入手) [☐]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	
判断の根拠	住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行っている。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 〇 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 ☐	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	対象者からの申請に基づき特定個人情報を入手するため、目的外の入手が行われることはない。	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年11月18日	I 4②法令上の根拠	②法令上の根拠 項番16 第12条第1号オ、第3号オ、第4号	②法令上の根拠 項番16 第12条第1号ワ、第3号ワ、第4号	事後	
平成28年11月18日	I 5②所属長	課長 信田 隆善	課長 土田 元	事後	
平成28年11月18日	II 1いつ時点の計数か	平成27年4月1日	平成28年4月1日	事後	
平成28年11月18日	II 2いつ時点の計数か	平成27年4月1日	平成28年4月1日	事後	
平成31年3月27日	I 4②法令上の根拠	項番16 第12条第1号ワ、第3号ワ、第4号 項番26 第19条第1号ホ、第2号、第3号、第4号、 第5号 項番30 第30条第9号 項番57 第31条第1号ト、第2号ヘ、第5号ト、 第6号ロ 項番87 第44条第1号ホ、第2号、第3号、第4号、 第5号 項番116	項番16 第12条第1号ワ、第2号ル、第4号 ワ、第5号、第6号ル、第8号ロ 項番19 第13条の2第1号、第2号ロ 項番26 第19条第1号ワ、第2号、第3号、 第4号、第5号、第6号 第10号 項番56-2 第30条第1号ワ、第2号ワ、第5号 項番57 第31条 ワ、第6号ロ 項番87 第44条第1号ワ、第2号、第3号、 第4号、第5号、第6号 第1号ト、第2号、第3号、 第4号 項番110 第55条の3 項番116 第59条の2第1号ワ、第2号、第3号、	事後	
平成31年3月27日	I 5①部署	秋田県健康福祉部子育て支援課	秋田県健康福祉部地域・家庭福祉課	事後	
平成31年3月27日	I 5②所属長	課長 土田 元	課長	事後	
平成31年3月27日	I 8特定個人情報ファイルに関する取扱いの問合せ	秋田県健康福祉部子育て支援課	秋田県健康福祉部地域・家庭福祉課	事後	
平成31年3月27日	II 1いつ時点の計数か	平成28年4月1日	平成30年4月1日	事後	
平成31年3月27日	II 2いつ時点の計数か	平成28年4月1日	平成30年4月1日	事後	
平成31年3月27日	IV リスク対策	項目なし	項目追加	事後	
令和2年7月31日	I 4②法令上の根拠	項番16 第12条第1号ワ、第2号ル、第4号 ワ、第5号、第6号ル、第8号ロ 項番19 第13条の2第1号、第2号ロ 項番26 第19条第1号ワ、第2号、第3号、 第4号、第5号、第6号 第10号 項番56-2 第30条第1号ワ、第2号ワ、第5号 項番57 第31条 ワ、第6号ロ 項番87 第44条第1号ワ、第2号、第3号、 第4号、第5号、第6号 第1号ト、第2号、第3号、 第4号、第5号、第6号 第1号ト、第2号、第3号、	項番16 第12条第1号ワ、第2号ル、第4号 ワ、第5号、第6号ル、第8号ロ 項番19 第13条の2第1号、第2号イ、ロ 項番26 第19条第1号ワ、第2号、第3号、 第4号、第5号、第6号 第10号 項番56-2 第30条第1号ワ、第2号ワ、第5号 項番57 第31条 ワ、第6号ロ 項番87 第44条第1号ワ、第2号、第3号、 第4号、第5号、第6号 第1号ト、第2号、第3号、 第4号、第5号、第6号 第1号ト、第2号、第3号、	事後	
令和2年7月31日	II 1いつ時点の計数か	平成30年4月1日	令和2年4月1日	事後	
令和2年7月31日	II 2いつ時点の計数か	平成30年4月1日	令和2年4月1日	事後	
令和3年7月30日	I 4. ②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	軽微な変更(番号法の改正による条項号の変更)
令和3年7月30日	II 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日	令和3年4月1日	事後	
令和3年7月30日	II 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日	令和3年4月1日	事後	
令和4年8月9日	II 1. 2いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和4年8月9日	IV 8監査	[○]自己点検 []内部監査 []外部監査	[○]自己点検 [○]内部監査 []外部監査	事後	
令和5年7月20日	II 1. 2いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和6年9月25日	人手を介在させる作業	なし	十分である	事後	
令和6年9月25日	最も優先度が高いと思われる対策	なし	十分である	事後	
令和6年9月25日	II 1. 2いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	
令和6年9月25日	②事務の概要	②特別児童扶養手当証書に関する事務	削除	事後	
令和6年9月25日	法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一 項番46 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第37条	番号法第9条第1項 別表 66	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月25日	②法令上の根拠	番号法第19条第8号 【情報照会】 別表第2 番号法別表第二の主務 省令で定める事務を定める命令 項番66 第37条 【情報提供】 別表第2 番号法別表第二の主務 省令で定める事務を定める命令 項番16 第12条 第1号 ワ、第2号ル、第4号ワ、第5号、第6号ル、第8号 カ 項番19 第13条の2 第1 号、第2号イ、ロ 項番26 第19条 第1号 ラ、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号 項番56-2 第30条 第10 号 項番57 第31条 第1号 ワ、第2号ヲ、第5号ワ、第6号ロ 項番87 第44条 第1号 ラ、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号 項番110 第55条の3 第1号 ト、第2号、第3号、第4号 項番116 第59条の2 第1号 ワ、第2号、第3号、第4号、第5号 項番119 第59条の3 第1号 ル、第2号ル	番号法第19条第8号 【情報照会】 主務省令第2条 項番91 【情報提供】 主務省令第2条 項番13、16、19、20、29、42、80、81、119、 125、141、155、161	事後	